

久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

久喜市コミュニティセンター条例(平成22年久喜市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

久喜市桜田コミュニティセンター	久喜市桜田3丁目2番地1
-----------------	--------------

第4条第1項の表に次のように加える。

久喜市桜田コミュニティセンター	(1) 毎月第4水曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで の日
-----------------	--

別表に次のように加える。

12 久喜市桜田コミュニティセンター

施設名	午前9時から午後10時まで(1時間単位)
集会室	200円
会議室1	200円
会議室2	200円
会議室3	100円
会議室4	100円
和室	100円
スタジオ	100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 久喜市桜田コミュニティセンターの利用に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。